

第 8 1 号議案

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 9 月 2 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
足立区職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 1 1 年足立区条例第 2
号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 1 項中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後
の自立の支援に関する法律」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並
びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す
る法律」に、「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉
法」に改める。

付 則

この条例は、平成 2 6 年 1 0 月 1 日から施行する。

（提案理由）

母子及び寡婦福祉法等の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、
この条例案を提出いたします。